

令和7年度第1回 かながわ協働推進協議会議事録

日時：令和7年8月18日（月）10時～12時

場所：かながわ県民センター11階

コミュニティカレッジ講義室1

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

座長：早速議題に入りたいと思います。限られた時間ではございますが、皆様からの積極的なご意見を伺わせていただきたいと思います。この協議会は、協働型社会の構築に向け、県も含め、構成員の皆様が、対等な立場でそれぞれの意見を出し合っていていただき、各々の活動に持ち帰って役立てていただくという趣旨の会議ですので、活発なご意見をどうぞよろしくお願いいたします。それでは、次第に従いまして、議題の(1)協議事項の1つ目は、「前回協議の振り返り」です。今年1月の、令和6年度第2回に協議しました「中間支援組織のあり方と県の支援について」の協議結果を、皆様のお手元の資料1にまとめていただいております。事務局から資料1について、簡単に説明をお願いいたします。

事務局：（資料1）「前回協議での各構成員の意見等振り返り」を説明

座長：ただいま、事務局から説明がありましたが、前回の協議事項の振り返りについて、ご意見がありましたら、ご発言いただけますでしょうか。

各構成員：（特になし）

座長：特になければ、続きまして、協議事項の二つ目は「NPO支援策について（今後の支援策の方向性等）」です。事務局から、資料2についてご説明をお願いいたします。

事務局：（資料2）「NPO支援策について（今後の支援策の方向性等）」を説明

座長：ご説明ありがとうございました。昨年度、この協議会で、成長段階に応じた支援や中間支援組織のあり方について議論し、貴重なご意見をいただきました。そのまとめをご紹介いただきました。後半部分は、今後

の方向性として、昨年度から始まったものもありますので、その取組の実績をベースにしながら、さらに踏み込んで、今後の支援のあり方について、いくつか案をいただいております。まずは、前半部分の昨年度の実績について、事実関係等で確認したいことありますか。その後に、一人一人、順番にご意見をいただきたいと思います。

伊藤委員： いろいろ教えていただきたいのですが、まず、令和7年度の支援策の全体像として、資料5ページ以降でご説明いただいた各種の施策ですが、県として実績に対してどのように感想を持たれているかをお聞きしたいと思います。あわせて、伴走支援は中間支援組織がこなせているのか、キャパがどうなっているのか。なぜ質問するのかというと、支援策の今後の具体的な見直しの中では、中間支援組織の役割がさらに増えるという印象を持ったからです。それと、協働相談窓口の相談件数や基金21の利用状況について、利用状況はよいと思っているのか、改善の余地があると思っているのか、コメントがあれば教えてください。

事務局： 補助金は、今年度68件採択していますが、有効に活用し、使い勝手はよいというご意見もいただいておりますが、県としてもそのような分析をしておりますが、一時的に終わるようなことに使うのではなく、もう少し長いスパンで補助金を活用していただきたいと思いますと考えております。伴走支援につきましては、すぐに成果が出るものではありませんが、参加した団体からは、これまで気づけなかった課題に気づくことができた、というお声もいただいているところでございます。今年度は採択を20団体に増やして、さらに昨年度の課題等も踏まえて、実施できればと考えています。あと、相談窓口については、欲を言えば、もっと深い連携ができるような取組があればさらによいですが、一つずつ丁寧に相談を受けて、連携先となる相手方を見つけて、一歩ずつステップアップができればよいと考えています。さらに、団体指定のNPO応援寄附につきましては、制度ができたことにより、NPOの寄附を募集するツールが増えたので、少しでもお役に立てたのではないかと分析しています。作って終わりではなく、今後、引き続き広報等をして、もっとNPOに寄附が集まるようにしたいと考えています。NPOの活動は本当に素晴らしいものが多い中、なかなか周知するのが難しいというか、うまくいってないところもありますので、県も、NPOの活動をしっかりとPRしていきながら、寄附文化醸成に向けて、一つずつ取り組んでいきたいと考えています。あと、伴走支援の中間支援組織のキャパとしましては、1つの団体に伴走するので結構難しいのですが、今年度は20団体に増えて、伴

走していただくサポーターの方も昨年度より増えています。伴走支援は、伴走を受ける団体の方だけが成長するわけではなくて、昨年度の報告でもあったのですが、伴走サポーターからも、新たな気づきがありましたという声をいただきましたので、これから活動状況、成果を報告していきながら、ぜひ私も参加してみたいと思ってもらえるように、引き続き取り組んで参りたいと考えています。

座長 : 伴走サポーターの一覧は、お手元の冊子の最後のページにあります。

事務局 : 伴走サポーターとは、今、座長おっしゃっていただいた冊子の後ろに記載されているものでございます。まず、県から一元的に業務を委託しまして、その委託先から再委託というか、協力機関として、その地域や特性に応じて、伴走サポーターをマッチングしていくという形になっております。キャパについて補足をさせていただくと、各地域に伴走サポーターとなりうる施設を運営している中間支援組織があり、昨年度は12団体でした。今年度は増やす方向で調整しておりますが、丁寧に伴走をしているので、20団体でも結構厳しいかもしれないというお話もありました。数をどう増やしていくかについては、例えば、数年続ける中で、増やしたり、予算にも関わるので県議会の議決が当然必要になるのですが、翌年度以降もフォローアップをすることで、団体がきちんと成長できるような環境整備をしていきたいと考えております。

鶴山委員 : 伴走支援について教えていただきたいのですが、配布冊子のスケジュールのページを拝見すると、伴走は1年間だけですよね。アフターフォローという話もありますが、8月のキックオフの開催から始まって、終了が翌年1月で、すごく限られた期間の伴走で、少し短いという印象を受けました。いろいろな伴走支援に関わらせていただいている立場からは、伴走して乗り越えて次のステップに進むという繰り返しになるので、少なくとも3年ぐらいは伴走できるとよいという印象を持ちますが、これからどのようなようになるのか教えてください。

事務局 : 伴走支援に関しましては、昨年度から新規事業として実施しています。昨年度の全体のキックオフは8月23日に開催しましたが、やはり伴走期間が短いというご意見も頂戴したので、今年度は1ヶ月ぐらい前倒ししてスタートいたしました。伴走の期間については、参加団体が継続を希望し、審査の結果、伴走すれば伸びるだろうという場合は、複数年の採択も視野に入れていますが、今年度はたまたま継続団体からは応募

がなかったという状況です。あわせて、フォローアップについては、どれぐらいできるかは受託事業者とのご相談になるのですが、半年間伴走しながらやったものを、さらに参加団体自身で取り組んでみて、それが正しいのか、間違っているのか、方向として合っているのを確認するような形でのフォローアップをして、さらにより方向に伸ばせればと考えておりますので、期間については課題だと感じております。

大塚委員： 財源の見通しはどのような方向なのかをお聞きしたい。長期化だったり、数を増やしたりすることはすごくいいと思います。ただ、どこから財源を持ってくるのか、その伸びがどうかという、ある程度見込みが必要になります。だから、大きくは、税金か新たな寄附を受け取ることが考えられるが、今後どうなっていくのか、もしお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

事務局： 財源につきましては、県議会で予算議案の承認をいただく必要があるのですが、一般財源でございます。加えて、伴走支援と直接関わりはないのですが、基金 21 への寄附や、あと、直接団体の方に寄附していただいて、団体が自律的に活動できるよう、環境整備として、NPO 応援寄附などの制度を設けております。あわせて、基金 21 の運用益も、現在、少し利率が良くなっていますので、中長期的に検討が必要な課題と考えております。

座長： 時間の都合もありますので、資料 13 ページ以降の、今後の支援策として、創設期の NPO 活動基盤づくり補助、成長期の伴走支援、クラウドファンディング型の寄附募集、被災者支援の官民連携による支援と、大きく 4 つあり、非常に多岐にわたりますが、これらについて、1 人 3・4 分程度でご意見をお願いします。時間が限られてしまうので、どこかに視点を絞って言及していただき、まずは皆さまのご意見を一通り伺って、その後、つけ足してご意見があれば伺うという流れで進めたいと思っております。まずは名簿の順に大塚委員からご意見をお願いいたします。

大塚委員： 資料 16 ページにあります補助金の申請前の事前相談は、こういうチャンスがあることはよいと思うのですが、それによって、例えば、時期尚早だと諦めたりしないかが気になります。見送っても次のチャンスを狙うなどとモチベーションを保てればよいと思うのですが、あまりに厳しくすると諦めてしまうかもしれないし、あまりにいい加減でもいけない

し、さじ加減が難しいと思います。そこを、どのようなスタンスで取り組んでいくのでしょうか。それから、さきほど財源のことをお伺いしましたが、ここには一般財源が投入されるのか、その場合どのくらい投入されるのか。あと、認定・県指定NPO法人だけではなくて、それ以外のNPO法人も対象になるのであれば、どのように周知するのも課題だと思います。

益永委員： 資料 13 ページの組織基盤強化の伴走支援が、とても気になっています。どうしても事業の基盤となるのは、人や組織の部分なので、その足腰をしっかりと支援できるような伴走支援が望ましいと思います。今のスケジュールだと、ヒアリングをしてから、伴走支援をするまでが時間的に短いので、できればもう少しヒアリングして、分析して、人が育つ伴走に力点を置いた形の支援を加えていただけるとよいと思いました。それから、官民連携による被災者支援は大変重要です。これは県内の連携を密にして取り組まなければいけないのですが、自分の組織が、具体的な見直しの中でどのような立ち位置にいるのか見えないので、補足して教えていただけるとありがたいです。あと、課題として、外国籍県民の方への支援の強化が書かれているのですが、障害のある方や、マイノリティの方々への支援については、どのようにお考えになっているのか、教えてください。

鶴山委員： 資料 13 ページから 16 ページまでの成長段階に応じた取組について、伴走支援をしていくということも、補助金が単発にならないようにという視点で課題を捉えているところも重要だと思います。ただ、伴走支援で伴走する団体を増やしていこうということですが、やはり補いきれないようなことも出てくると思いました。また、単発ではなくて、継続していく中では、壁にぶつかってモチベーションが下がった場合に、モチベーションをアップする 1 つの方法として、情報交換会のように、団体、組織が集まり、課題を出し合って、情報交換しながらワークショップ型で様々な方法で解決していく、そんなことも並行して行うのはどうかと感じました。顔が見える関係になって、同じような地域で横の連携ネットワークができ、お互いに聞き合うような関係づくりも並行して行っていくと、全体の成長というか、いろいろな課題解決などにもつながっていくと感じたところです。あともう 1 つ、災害については、これだけ災害が大きくなってきていますので、とても大事だと思って説明を伺いました。この仕組みがよくわかっていないので具体的にどのようなことをしていくのかがわからない中で申し上げますが、例えば、大変な状

況になってしまった市町村のコーディネート機能が止まってしまうというのが、どの災害でも課題になっていることは皆様ご承知の通りだと思います。そこで、全体でどうフォローしていくかという、県全体でのコーディネートが気になりました。すでにご検討されているのかもしれませんが、そこが一番、災害が起きたときに大変であり、この間の石川県などもそうだと思います。その辺りについて、具体的にどのように整備されていかれるのか、この資料だけではわからなかったもので、教えていただきたいと思います。

伊藤委員： 今後の支援策に対する意見・感想ということで、先ほど質問もさせていただきましたが、中間支援組織の活動のゾーンが結構広いと思いますので、そこに対する県からのお金の面も含めた支援をより一層充実させていきたいと思います。この仕組みを強化する中でキーになるのは、やはり中間支援組織及び再委託先のサポーターを増やしていくことだと思います。いろいろお金がかかることだと思いますので、財政的なフォローが必要だと思います。もう一つ、寄附については、やはり広報をより充実させる必要があると思います。ここでの議論はどうしても、NPOや行政という視点での意見が多くなりますが、寄附する側や、参加する側の目線に立った広報ということを考えていただき、寄附をしようと思うような仕掛けや仕組みづくりを、一步離れたところから考えていただければと思います。

雫石委員： 今一番困っていることが、基本的に70歳定年で、70歳を超えてもまだ働いていると、地域活動に参加はしないということ。参加する頃には老老介護でできないというのが1つ。あと、若い方・子育て世代は夫婦共稼ぎなので、ボランティア活動になかなか参加できない。ということで、今後の支援策というのは、やはり人材をどうやって発掘するか。人材発掘・人材育成が私は一番重要だと考えます。やはり人がいなければ何もできませんので、そこを考えてもらいたいと思います。

鈴木(美)委員： 資料20ページの官民連携による被災者支援について、追加で少し取組状況を説明させていただきたいと思います。21ページの図にある県災害ボランティアセンターは県の組織ですが、その運営に関しましては、私も県サポと県社協、県共同募金会、それから神奈川災害ボランティアネットワークというNPO団体の4者によって運営するという形になっています。まず、昨年2月に神奈川県被災者支援機関連絡会議を関係各所と協力して立ち上げました。どのような会議かといいますと、発災時

には、被災者支援に関わる神奈川災害ボランティアネットワーク、県社協、県共同募金会に加えて、弁護士会などの士業連絡会、職能団体、NPOなどが一堂に会して、それぞれの持っている被災地・被災者の状況や情報を共有することで、それぞれの専門性や得意を生かしながら、解決につなげていくという会議です。このイメージ図では真ん中に囲われている被災者支援機関連絡会議というところになります。発災直後から復旧・復興期にわたる長期間の被災者の多様なニーズや困りごとに対して、官民が連携することで、もれ・むらのない支援を実現していくことができる仕組みと考えております。関わる主体が多様で多岐にわたることや、解決に向けての多くの分野のネットワークがあることが期待されることから、それらの活動を調整する災害中間支援機能が非常に重要となります。この会議は、災害中間支援組織である「みんな(正式名称は災害復興くらし応援みんなのネットワークかながわ)」という団体に事務局を担っていただいております。また、災害時に力を発揮するためには、平時から顔の見える関係づくりが重要ですので、定期的に連絡会議や情報伝達訓練を、この被災者支援機関連絡会議の中で実施しております。そのほか、実際の災害時に各構成員がどのように動くか、どのような困り事が起こるか、どうお互いにつながっていくかなど、具体的な官民連携のやり方についてのワークショップを災害中間支援組織に実施していただいております。ワーク後の感想では、他団体の活動内容がよくわかった、困りごとの解決には企業との連携が重要だと気づいたなどがありまして、つながりについても深く考える機会を持てたということ。は、災害中間支援組織が実施したからこそという点だったと思います。このようなワークショップは、まだ官民連携体制がこれからという市町村においても、大変役に立つと思っております。国が都道府県レベルでの官民連携による被災者支援体制整備を数年前から支援しておりまして、このような組織は、現在本県を含む5割程度の県にあり、類似の取組が進められております。神奈川県としても引き続き、この仕組みと災害中間支援組織の育成、支援機能強化を県の役割として、その環境整備に努めていきたいと思っております。ご質問がありました、自分の組織がどのような立場で関わっていけるのかという話なのですが、被災者支援機関連絡会議では、公助、共助、様々な内容について情報共有がされます。その中で、例えばテーマ別で対応が必要と思われるようなこと、例えば、台風被害で住宅が床上浸水してしまって、その対応をどうするかというような問題が出てきたときに、テーマ別会議に、県の住宅関係の部署や、大きな扇風機を持ち、濡れてしまった床下などを乾かすことを得意とされている団体の方などがいらっしゃって、どのように対策を

していったらよいかなどを話し合う場を設けることなどが想定されます。こうした場を設定することを考えておりますので、この中で、皆様のNPO団体の得意を生かして活動していただくことができると思っています。それから、鶴山委員からご質問のあった、市町村のコーディネート機能が発災時には機能しないということについては、イメージ図の枠組みで支援をしていくような仕組みづくりを考えております。例えば、市町村のコーディネート機能は、基本的には市の社協がボランティアセンターを立ち上げて災害対応していくことが多いのですが、去年の台風災害時には、県社協や、神奈川災害ボランティアネットワークなどが現地入りして市社協の支援を行うなどしました。会議の中で情報共有しながら、必要なことについて、できる団体が行ったり、公助でできるものについては県が支援をしていくような仕組みができております。また、イメージ図の左上にある県災害対策本部でも各被災市町村から情報を集めまして、コア会議という連絡会議の中で共有して、必要な対策に落としていくことが可能です。

鈴木(京)委員：私は南足柄市の市民活動団体の窓口になっている部署におりますので、県の事務局の方と同じような立場です。南足柄市は小さな市ですが、市民活動団体を抱えております。NPO法人は少なく、市としては、法人かどうかは区別してないのですが、一番お困りのことは、金銭面と、先ほど話題にあった後継者等の人材のことです。金銭面に関しては、南足柄市も昨年、補助金の見直しをしまして、より多くの団体に使っていただきたく、使いやすいように制度を変えました。ところが、団体から、私たちはこの補助金は使えないと思っていましたという声を後から聞いたりして、PRというか広報が足りなかったと反省しております。そういった政策のPR、皆さまへの広報というのはとても大事だなと思っておりますので、今回のこの県のいろいろな施策に関しましても、南足柄市内の団体の方にも、もっと強く行政としてPRしていかなければいけないと、改めて感じました。

馬場委員：二宮町から来ております馬場と申します。具体的な見直し案の中で、資料17ページでクラウドファンディングについて確認したいと思います。まず、本題に入る前に、今回、ふるさと納税の寄附活動について、大変な阻害要因を乗り越えてシステムとして制度化されたことは素晴らしいと思います。これに加えて今回、クラウドファンディングという新しいプランをご提案いただきまして、これも挑戦に値すると思っています。鈴木京子委員からご発言がありましたが、どのNPOも財政的には

ひっ迫しているわけで、まして人材育成などは共通の課題となっています。そんな中で、この財政を支援するクラウドファンディング活動は、大変光が見えるというか、希望がもう一歩前進したような感じがします。ぜひ頑張ってくださいたい。これについて2つ質問と確認をさせていただきます。1つは、クラウドファンディングによるNPO支援は、他県で先例があるかないかです。もし先例があるとしたら、どのような課題等に取り組んでおられるのか。2つ目の質問は、ふるさと納税で支援してもらっている団体が、新たな事業計画を作ってクラウドファンディングで資金を集める場合、要するに、重複する場合にも可能かどうか。いずれにしても、私は短い期間の関わりですが、着実に前進していると思っています。なお、最後にここで議論されていることは、いつもNPO活動でも上の方でして、例えば、二宮町で関わっている町民活動はそこまでは至っていないですが、志は素晴らしいです。そういうような方面に、どのように支援を広げていただけるかも、今後、検討していただければありがたいと思っております。

石橋委員：私は、もともとは逗子市で、学童保育所をしているNPO法人を運営しておりました。4月からはさまざまな兼ね合いがあってNPOを離れ、今は鎌倉市でやっていますので、その話をしようと思います。まずは、伊藤委員からもご意見がありました。中間支援組織による支援の期間については、確かに、私もNPOをしていたころには、4月に公募があって応募して、1月にはクローズしてとなると、やはり期間が短すぎます。少なくとも、2年ぐらいいは見ていただいた方が、受ける方としても安心できます。期間が短いと、受けている間に、新たな課題が出てきたときに、その対応が中途半端で終わってしまうので、予算の件で難しいと思いますが、できれば2、3年ぐらいにした方がNPOの育成につながると思います。それと、今回の見直しに関わらないかもしれませんが、今、半ば行政側の立場に立って、NPOやいろいろな市民団体に業務を委託したり、依頼しているのですが、ひきこもり支援をしていると個人情報の塊を扱っているのです。どの団体と手を組むか、どこに依頼するかという判断は難しいと感じています。これに関しては、例えば、個人情報を取り扱う上でこの団体は適しているという認証・お墨付きを、NPOを所管している県にしてもらえると、それを基準にして、行政の立場として一緒に仕事ができたりしやすいと思います。認定NPO法人だとPST要件や資金繰りに関わるものなので、NPOの運営・活動自体に関わるもののお墨付きとして、先ほどの期間の件とあわせて意見をさせていただきます。

山岡委員：まず、成長段階に応じた支援策については、創設期、成長期という過程をすべての団体が目指しているわけではなく、経験しているわけでもなくて、あくまで1つのモデルに過ぎません。団体の活動形態も多様化していますので、このモデルから外れるNPOや市民活動団体もたくさんあることを意識しておく必要があります。要するに、一定の条件を設けて支援することよりも、個別の状況に応じた対応が求められていくのではないかということです。次に、相談窓口を設けて、多数の相談が寄せられているのは非常に喜ばしいことですが、誰が相談に乗るのかというのが重要です。県の協働相談ですから、相当特殊性の高い相談もあると思うのですが、単に相談に対応するだけではなくて、やはりコーディネーター的な役割が求められると思います。すなわち、企業、NPOや市民活動の実情や現場をよくわかっている、専門的な知識や経験を有するコーディネート人材が必要になります。その人材を育成する必要性にも目を向けていただきたいと思います。今、申し上げた状況も含めて、中間支援組織又は中間支援機能の活用が求められますから、今回、ご提案のあった事前相談やアフターフォローで中間支援組織と連携していくのは、有効な対応だと考えます。それと、もう1つ大きな視点で、そもそも、なぜ県がNPO活動を支援するのかという前提についてです。NPO活動の充実が県民の生活の豊かさにつながるということなので、NPOへの支援策によって、NPOの成長や事業の発展に貢献したという先にある、県民生活へのプラスの影響について、もう少し丁寧に説明し、県民の理解を得ることが非常に重要ではないかと思います。というのも、限られた財源をどこに当てていくかを考えると、NPOの成長につながりましたと言われても、県民にとっては政策の成果は見えにくいのです。NPOを支援することに意味があるのかと言われたときに、県民の生活にどうつながっているのかをきちんと説明できることが、政策の充実とあわせて、非常に必要なことと考えます。

坂田委員：私は中間支援の場におりますので、現場の声、私が感じていることをお話したいと思います。まず、NPOの活動基盤づくり補助金で、先ほど大塚委員からもご発言がありましたが、中間支援組織が間に入るということについては、力量を求められるなとすごく感じています。というのは、私たちは伴走支援にも取り組んでいますが、中間支援組織が1つのNPOとタッグを組んで行った伴走支援内容が果たしてそれでよかったのか、という検証はまだしていません。もしかしたら、違う中間支援組織であれば、違うフォローができたかもしれない。どの部分を支援したらいいのか、そ

れぞれの中間支援組織によっても違うということを感じました。なので、補助金の相談対応についても、団体の個別の課題をしっかりと熟知し、何が一番よいのかを見定めることが、非常に難しいし、重要になると思っています。それから、伴走支援については、冊子の9ページにあるとおり、小田原の団体のサポートに入りました。今年度は継続しなかったのですが、定期的にメール交換をしながらフォローをしております。伴走期間が約半年という中で団体の基盤強化につなげるには短いと思うので、少し長期化した支援体制が必要だと思います。もう1つですが、支援する側とされる側という関係ではなく、一緒に考え、一緒に意見交換ができ、これでよかったのかといった振り返りも一緒にできるとすごくよい、と感じております。もう一点、災害については、昨年、平塚では台風に伴う大雨で、床上・床下浸水がそれぞれ60件弱ほどありました。各団体が一緒に参加する防災座談会を、過去4年間開催してきて、今年度、災害時に専門性を生かしてできることを協力したいという団体として、68団体が手を挙げてくれました。9月の座談会で、災害対策課とこれらの団体が一緒になって、災害支援について取り組むネットワークをどう作っていくか、進めているところです。これも結構長い時間がかかっています。団体にその気になっていただく、それから、自分たちの団体は、例えば、環境支援だが、もしかしたら災害時に手伝えることがあるかもしれないと切り換えをしていたら。そうすると、実は自分たちにもできることがあるのではないかとこの気づきが、少しずつ芽生えてきています。社協と一緒に組んでいますが、そういったところも私たちがどこまで事務局としてやれるか、今後の中間支援の機能をどう高めていくかも課題と感じています。私たちの活動も紹介しましたが、団体の育ちでいえば、例えば、井戸の掘り方や魚のとり方を口で教えて終わりではなく、一緒に実行して、一緒に取り組んでいくことがとても求められているのではないかと感じています。

座長 : 最後に、意見交換の時間にしたいと思いますが、その前に、馬場委員をはじめ、各構成員からありましたご質問への回答を事務局からお願いします。

事務局 : まず、馬場委員のご質問にお答えさせていただきます。質問1つ目のクラウドファンディングの他県での先例があるかでございますが、渋谷区で、同じような仕組みで、認定NPO法人を対象としたクラウドファンディング制度、ふるさと納税で寄附を集めて、渋谷区が団体にお金を流すというような取組をしております。あと、佐賀県などは、団体を指定したふるさと納税を活用した寄附制度で、結構、実績が上がっていま

すので、そういった事例も参考に、今回の団体指定、さらに、クラウドファンディングを実施しようと考えた次第でございます。もう1つが、団体がクラウドファンディングで事業計画を作った場合に重複ができるかという質問。クラウドファンディングの仕組み自体が、もともと目標額を設定して寄附を呼び込む仕組みなので、基本的に、複数の媒体でクラウドファンディングをすることは想定しておりません。基本的に、もしクラウドファンディングをふるさと納税で実施したい団体がいれば、県の制度を使っていただき、団体独自では実施しないような整理にしております。また、大塚委員からご意見をいただきましたが、支援制度については、認定・県指定NPO法人だけを対象としているのは、あくまでも寄附促進の制度で、そこにふるさと納税を活用して、クラウドファンディングも追加しようというのが、ねらいです。支援制度全般としては、認定・県指定NPO法人以外のNPO法人も対象としておりますし、逆に言えば伴走支援の相談の中で、認定を取りたいという具体的な相談もございますので、個別に相談対応している状況でございます。それから、総論になりますが、前回もご意見いただきました人の確保は非常に大きな課題であり、県庁も人材不足、なり手がなかなかいない状況で、やはり人口減少が非常に進んでいると実感する次第です。そういった中で、行政機関としての県庁やNPO、企業が、役割分担や連携をしながら取り組むような仕組みづくりをしていきたいと考えています。それから、鶴山委員からご意見があった情報交換会ですが、現在、例えば、NPO向け勉強会という事業で、資金調達やそのための情報発信といったテーマに関して、オンラインで講師をお招きして、ワークショップも交えながら、情報交換しております。また、連携という観点で、パートナーシップミーティングという事業で、企業、大学、NPOなどが一堂に会して、3団体程度の事例発表を聞き、各グループに分かれて、どのような連携ができるかというのをディスカッションしています。昨年度は、小田原、逗子、藤沢、平塚の4地域で実施し、今年度も4地域で実施するなど、そういった仕掛けも考えています。あと、伴走の期間が短いというご意見は複数の委員からいただいておりますが、行政はどうしても予算の単年度主義の原則という制約がある中で何ができるのか、例えば、複数回採択のような仕組みを検討する必要があると認識した次第でございます。主なものへの回答となり恐縮ですが、以上です。

座長 : ありがとうございます。では、事務局の回答や他の構成員のご発言も含めて何か、補完や追加でご発言がある方いらしたら、ぜひお願いします。

馬場委員 : 伴走支援につきまして、先ほど鶴山委員から期間を長くというご意見が、坂田委員からは伴走支援の総括というご発言がありましたが、ぜひお願いしたいですし、伴走支援が点ではなく線であれば、資料 16 ページにあるホームページ作成を委託するといった問題はすぐ消えます。予算のこともありますが、ぜひ伴走支援は一定期間のレンジで使えるよう、ご検討いただければありがたいです。

大塚委員 : 3 点ほどあるのですが、1 つは、資料の中に「ボランティア団体」と、「NPO 団体」という表現があるので、おそらく NPO ではないところは、ボランティア団体に含まれていると推測します。最近では、一般社団法人が増えてきたり、株式会社方式でソーシャルビジネスしているところなども視野に入れられないといけないと思うのですが、「ボランティア団体」とあえて言っている意味やねらいについてです。それから、資金のことで、クラウドファンディングという手法は大分知られてきたと思いますが、さとふるといった仕組みを使わざるをえないのかどうかということ。もし使うとした場合、事前相談で、クラウドファンディングを実施する趣旨を何回も書き直されたり、厳しく言ってくれるところもあります。そういうクラウドファンディングの趣旨を伝える事前指導の役割は、そのクラウドファンディングをしている側が担うのか、それとも、県あるいは県が委託する中間支援組織が担うのか。3 点目です。家の相続で相手がいなくて結果的に国に物納するケースが目立ってきており、段々増えると思います。いきなり国ではなくて、例えば、こういった資金集めで使えるように、一旦現物であっても県で受けることができるのかどうか。もちろんそれに伴って不動産の管理等が必要になりますが、結構大きな資金源になると思います。また、休眠預金も資金源として視野に入れるのかどうか。お伺いできればと思います。

事務局 : まず 1 点目のご質問については、非常に難しい課題として捉えております。NPO 法人制度ができた後に公益法人制度改革があり、実際、いろいろな団体に聞くと、一般社団法人が一番作りやすいというのが実情ですので、一般社団法人が増えています。NPO 所管課としてどうすべきか、今、いろいろと考えているところでございます。そういった中で、「ボランティア団体等」については、成熟期の基金 21 が対象としており、行政との協働という大きな目的があって、それなりに体力や運営能力がある団体でございます。こちらに関しては、NPO だけではなくて、一般社団法人や一般財団法人、最近、個人も含めて対象としていま

す。一方で、一般社団法人は非常に数が多くて、その公益性の判定が難しく、それ以外の支援策ではNPO法人を対象としているのが実情でございます。それと、2点目のクラウドファンディングについてです。整理させていただくと、事前相談の仕組みは、補助金に伴走支援のような発想を入れて、補助事業を事前にブラッシュアップするため、中間支援組織の皆さまのお力をお借りできないかという考えです。一方で、クラウドファンディングは、CAMPFIREやREADYFORなどポータルサイトも複数ありますが、県としては、ガバメントクラウドファンディングという延長線で、ふるさとチョイス、さとふる、楽天ふるさと納税の3種類を活用します。これらは、返礼品の仕組みも含めて、県としてシステムができ上がっているため、県のふるさと納税を活用してクラウドファンディングをやりたい団体に対しては、このシステムを使ってもらおう考えです。もしクラウドファンディングで別サイトを使うと、別途予算がかかってしまいます。寄附集めにどの程度お金をかけるのかという議論もあるので、まずはこの3つのサイトを使うことを前提に考えております。最後のご質問は、相続人がいない場合に国に物納していて、例えば、休眠預金の活用もできないかということです。休眠預金の管理については、資金配分団体が指定されています。数年前、県も検討したのですが、結果的に動いていないのが現状です。今後はそういう動きも見ながら、検討していくことになろうかと思います。

座長： 少しでも補足をします。「ボランティア団体」という言葉は、この県民活動サポートセンターができたときから、神奈川県はずっと「ボランティア団体」という言葉を使っています。ですから、「NPO」という言葉を使わないのが神奈川県の伝統になっています。「ボランティア団体」の中には、法人格を持っている団体だけではなくて、いわゆる市民活動団体や個人も含まれています。要するに、「ボランティア」なので自発的な意思に基づいて活動する団体を支援しよう、という伝統が神奈川県にはあったので、「ボランティア団体」という言い方をしています。事務局からご説明があったように、基金21の条例の中で定義をしていて、その定義に準拠する形で表現するときには、「ボランティア団体等」という言い方をしています。もともと「ボランティア団体等」は法人格のない市民活動団体とNPO法人と個人だったのですが、公益法人制度改革の後、条例を改正して、一般社団法人と一般財団法人も含めました。私も、そのときのプロジェクトメンバーでした。今のところは、新しいNPO支援策では認定・県指定NPO法人を含むNPO法人を対象としています。が、地域の実情としては、法人格を持たない団体や一般社団・財団法人

もたくさんありますので、事務局の回答のとおり、それらをどう支援していくかは、今後の非常に大きな課題です。また、休眠預金は、基金 21 や神奈川県といった自治体が行うのには、全くそぐわない仕組みだと思えますので、これは民間で実施していただき、基金 21 の審査会で山岡委員と議論しているのは、休眠預金ではできないことをどうするかです。やはり休眠預金はテーマも決まっていますし、それなりに団体の体力も求められますので、そうではない団体への支援や、県と協働したり、県の仕組みを使うことの利益をきちんとアピールしながら、制度を作っていきたいという議論を進めているところです。資金提供環境が非常に多様化してきて、その中で、県の仕組みがどう役割を果たすのかというのは大きな議論の視点として重要ですので、大塚委員のご指摘はこの点をご指摘くださったと思います。

鶴山委員： 2 点あります。1 つは意見ではないですが、伴走支援も含めた応援チームの仕組みに、13 の中間支援組織が入っているというご説明がありましたが、先ほど坂田委員からもご発言がありましたが、実態がどうなっているのかが気になりました。始まったばかりの事業ですが、コーディネートをするところが大事だというのは本当にその通りだなと、改めて思いました。というのは、中間支援組織にもそれぞれ得意分野があるので、どうやって支援していくのかは、すごく気になっています。支援して欲しい側の課題をどう見極めて、誰に言ってもらうのか、この部分を充実させていくのがこれからますます大事だと、改めて実感しました。それと、寄附の方ですが、寄附者に寄附したいと思われるのが大事だというご意見がありましたが、寄附をした人たちにどう活用されたかが、見える化されているのでしょうか。最近の状況は確認できていませんが、ある市では、ふるさと納税を活用して、いろいろな地域活動の取組に寄附ができるようになっていましたが、どう活用されたのかわからなかったです。まして、一緒に仕事をしていた自治体職員も、まとまったお金で予算になっているので、わかっておらず、寄附した人も、もちろん居場所に来ている人たちも、自治体職員もピンときていないのを見たことがあり、活用されてよかったとわかることが大切だと思いました。以前、この会議で、ふるさと納税ではないのですが、クラウドファンディング型の寄附で、「北三陸じもっと基金」をご紹介させていただきました。NPO などの活動の紹介や PR を中間支援組織が協力してくれて、1 口 1,000 円で寄附しやすいのですが、お礼と報告が団体から寄附者に必ず届いていました。県のふるさと納税で見える化が実現できているのかをお願いします。

事務局 : 寄附に関しては、今年度、新しい団体指定の寄附を開始しましたが、それまでは基金 21 への寄附を募っておりました。ただ、どのようなことに使われたかを P R はするのですが、取組総体として基金が使われたという P R しかできず、わかりにくい部分もあって、寄附が集まりませんでした。そこで、団体指定の寄附制度を導入したことで、団体の活動をより前面打ち出して寄附を募る方向で、団体には自分たちがどのようなことをしたいか、積極的に P R をしてくださいとお願いしております。行政は公平性を求められますが、寄附実績がどんどん上がってくれば、その団体を少し強めに P R もでき、そうすることで、他の団体にも寄附が集まると思っていただければ、ねらい通りだと考えています。それと、報告が届く仕組みについては、以前、小栗委員や山岡委員からも、寄附者の情報を団体に流せる仕組みにすべきだというご意見を頂戴しました。ふるさとチョイスの画面では、個人情報や団体に流してよいかをチェックできる仕組みになっています。チェックしている方も多く、団体と寄附者が直接つながって、例えば、報告書を送るということも可能です。

座長 : 個人情報を提供してよいかというチェックがあるのは、私も実際に拝見しました。時間が迫ってきましたので、最後に私から少しだけ。先ほど皆さまからのご意見があったように、中間支援組織の役割がとても重要であり、資料に記載されている、“中間支援組織の支援力を活用する”という視点は賛成ですので、活用してってください。あと、もう 1 つは、中間支援組織による支援の非常に重要な視点は、県内どの地域にいて、どのような活動をしていても、支援を受けられるような体制を作るということであり、これが将来的な目標ではないかと思っております。南足柄市のご紹介もありましたが、なかなか N P O 法人もなかったり、支援もあまり行き届いていない。伴走サポーターの一覧を見ても、南足柄市や二宮町にはいないので、それを目指して、いろいろな支援力を充実するような施策につながるとよいと思います。神奈川県は「ボランティア団体」という言葉がありますように、本当に先進的に取り組んできました。公助から共助へ、協働型社会を作るという大きな流れの中で、ご提案のあった中間支援組織や中間支援機能の充実は、大きな政策に合致し、非常に先進的なので、ぜひ進めてほしいとの感想を持ちました。あと、寄附に関しては、今年度始まったばかりですので、事務局のご説明にありましたように、団体からの働きかけが非常に強く求められると思います。要するに、団体あるいは寄附者の視点からは、選択肢が

増えるだけであり、本当に寄附をしたい人は直接寄附をすればいいわけで、団体がふるさと納税制度をきちんと理解して、寄附者にきちんと働きかける必要があります。そういう意味では、クラウドファンディングのような、事業の内容や成果が見やすい形の募集は、より団体の力量が問われると思われしますので、団体の方と二人三脚で、選択肢を増やすという意味で取り組まれるのがよいと思います。特にクラウドファンディングは、ふるさと納税ではないクラウドファンディングを使ってもいいし、また、クラウドファンディングの仕組みは面倒くさくて手数料もかかるので、その仕組みを使わずに、自分たちでクラウドファンディングする団体もあります。そういった様々な選択肢の中で、県の仕組みの優位性がきちんと団体に理解された上で進められるとよいです。そのためには、いろいろなオプションや、どういう意義があるのか、実施してみてもどのようなことが起こったかなどを、きちんと調査分析することも並行してできれば、これから先の取組につながると思いました。皆様、貴重なご意見をありがとうございました。では、議題(2)のその他として「次回以降の協議事項（テーマ）」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局： 次回以降のかながわ協働推進協議会での協議事項のテーマにつきまして、構成員の皆様からのご提案を募集させていただきますので、もしご提案ございましたら、8月29日の金曜日までに事務局へご連絡をお願いします。

座長： では、構成員の皆様、他にありますでしょうか。

各構成員： (特になし)

座長： よろしいですか。では、本日の議事はこれで終了いたします。進行を県にお返しいたします。

○閉会